NPO 法人アラスキッチンカー協会　会員規約書

NPO 法人アラスキッチンカー協会(以下「甲」という)は、【　　】

(以下「乙」という)にキッチンカーによる飲食提供業務をするために本規約を締結する。

【目的】

第一条　甲の目的は次のとおりとする。

1)甲が請け負った出店場所の利用者に対する適切且つ快適なサービスを提供すること。

2)キッチンカーの事業活動の効率化を推進すること。

業務の内容

第二条　甲が乙に委託する業務は次の通りとする。

1)キッチンカーによる飲食物の販売及び飲食物の提供

2)甲が定めるキッチンカー販促のための運営業務

法令及び規則等の遵守

第三条　乙は、関連法令及び規則等を遵守すると共に、第一条の目的達成のために最善を尽くした業務を推進しなければならない。

営業権の帰属

第四条　業務の営業権は、甲に帰属する。

報告書提出の義務

第五条　乙は、甲に対して出店毎に、甲が提示する報告書(売上報告書など)を提出しなければならない。

出店料

第六条　甲は、甲が請け負った出店場所の提供者に対して乙が支払う出店料及び業務遂行に伴う必要費用が発生した場合は事前に告知しなければならない。

乙が､支払う出店料及び必要費用は、あらかじめ定めた方法で支払わなければならない。

事務手数料

第七条　乙が出店し売上げを得た場合は、第六条で定めた出店料以外にあらかじめ甲が定めた事務手数料を支払わなければならない。支払い方法は、甲が定めた方法に従うものとする。

甲は、乙が行う飲食物提供業務や運営業務の内容を通達した後、事前に出店管理に伴う事務手数料を告知しなければならない。

権利譲渡等の禁止

第八条　乙は、甲が行った業務の全般または、一部を譲渡・貸与・委託・請負又は、その他の名目を問わず第三者に遂行させてはならない。

出店日及び出店時間

第九条　乙は、甲が定める出店日、出店場所及び出店時間に営業することに同意し業務を遂行する。
乙は、出店日、出店場所及び出店時間の変更が合った場合、甲の指示に従わなければならない。また、天候や季節等により不可抗力な出店に支障がある場合は、甲乙の協議により決定する。

販売品目及び販売価格

第十条　乙が飲食販売する品目及び販売価格は、あらかじめ甲の条件に従い書類をもって提出しなければならない。不適切な品目又は、不当な販売価格と認めた場合は、甲は乙に対して販売の中止又は改善の指示することが出来る。

監査及び指導改善

第十一条　甲は、業務に関するすべて又は一部について必要と認めたときは、監査を行うことが出来る。その結果業務に改善が必要な場合は、甲は乙に対して指示し・従わない場合は業務一切の停止又は中止を命ずることが出来る。

従業員の身元保証

第十二条　乙は、乙の従業員の身元を保証し、業務に於いてはその管理・監督の責任を負うものとする。
乙の従業員が業務に支障を来たし不適当と認めた場合は、従事者の交代を要求することができる。

許認可

第十三条　乙は、業務の遂行に必要な行政上の各種許認可の手続きに必要な経費を負担する者とする。

衛生管理

第十四条　乙は、業務場所及びその周辺を常に清潔を保ち、飲食物提供の安全と衛生に万全を期してその確保にあたらなければならない。そのために、甲が別に定める衛生管理上の規則に従い義務事項及び努力事項を乙並びに乙の従業員は遵守しなければならない。

保険加入

第十五条　乙は PL 保険と施設賠償保険に加入し、その証明となる書類の写しを甲に対して提出しなければならない。
万が一乙又はその従業員が、業務場所の利用者又は第三者に対して損害与えた場合は
乙の責任において対処しなければならない。

事故防止

第十六条　乙は、業務時のすべてにおいて、火気・危険物の取扱について十分注意をしなければならない。
乙は、非常事態により人命や財産が危険にさらされたとき、又はそのおそれがあると認めたときには速やかに必要な措置を講じなければならない。

賠償補償

第十七条　乙が本契約に違反して甲に対して不利益が生じた場合は、その責任は乙に帰属する。
乙が本契約に違反して出店場所提供者に対して不利益が生じた場合は、その責任は乙に帰属する。甲は、最善の解決方法をもって乙の指導をすることが出来る。

機密保持

第十八条　乙並びに乙の従業員は、甲の承諾なく業務の遂行上知り得た甲の情報を利用して他の業務遂行を行ってはならない。

解約

第十九条　乙の自己都合により本契約を解約し当協会を退会する場合は、１ヶ月前に甲に対して文章をもって申し出なければならない。

契約解除

第二十条　甲は、乙が業務の遂行に重大な支障をきたすと認めた場合は、契約の解除をすることが出来る。その際には事前にその内容を通知し乙に弁明する機会を与えなければならない。

協議事項

第二十一条　本契約締結後において、様々な情勢の変動によって契約内容が不適切となった場合は、甲乙協議の上、その実情に応じた契約内容に変更することが出来る。

契約期間

第二十二条　本契約の有効期間は、本契約締結日から１年までとする。
本契約期間満了後も甲及び乙の解約の意思表明がない限りは契約の延長がなされたものとする。

協議

第二十三条　本契約に定めのない事項は又は本契約について疑義が生じた場合は、甲乙の協議をもって解決にあたる。

追補　**会員登録及び業務委託契約書の追加改正について**

暴力団排除条例の施行に伴い、業務委託契約書に暴力団排除条項を新たに追加する。

【内容】　**会員規約に伴う暴力団排除条項の新設**

▼　会員又はその従業員が暴力団等である場合の解除権等を新たに規定しました。
会員又はその従業員が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

１、会員等（会員が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその会員規約契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）又はその従業員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

２、暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

３、会員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

４、会員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的、或いは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

５、会員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

６、この契約に関し、当会以外の他の出店に伴う契約にあたり、その相手方が１から５迄のどれか

に該当することを知りながら、当該者と当該契約を締結したと認められるとき。

７、会員が１から６までのいずれかに該当する者を出店契約の相手方としていた場合は、当該契約の解除を求め、会員がこれに従わなかったとき。

＊　この追補は、平成２５年１月６日開催の総会において承認後に施行した。

第二十四条

【路上販売の禁止】

道路交通法に元づき、許可のない路上での不法営業を禁止する。

【出店に関しての注意点】

・業務の帰属権は甲にあります。主催者やクライアントと直接名刺交換や以降の仕事の直接交渉をしないで下さい。

・乙は集合時間並びに、販売時間を順守して下さい。やむえない理由で欠勤、遅刻などが避けられない場合は、甲、又はその日、その場の現場責任者に速やかに連絡を入れて下さい。

・販売終了後、乙は必ず甲に売上報告書を提出して下さい。

・販売終了後、決められた期間内に乙は甲に事務手数料をお支払い下さい。

・乙は甲の許可なく業務を第三者に遂行させることは出来ません。

・乙は甲の許可なく、出店申請の内容、出店車両、メニュー、価格の変更をする事は出来ません。

・乙は営業中、並びに営業終了後、業務を行った出店場所並びにお客様が飲食をなされたエリアの整理、清掃に留意して下さい。

・乙は業務時のすべてにおいて、火気・危険物の取り扱いについて十分な注意を図って下さい。
(電源コードは全て伸ばした状態で使って下さい。発火事例が多数あります。プロパンのガス漏れ、ガスホースの劣化に注意して下さい。ガソリンの携行缶は陽の当らない冷暗所に保管して下さい。)
＊出店場所によってはガソリン携行缶を持ち込めない場所があります。

・最後に、乙は関連法令及び規則等を順守し、出店場所の主催者、クライアント、利用者に適切且つ快適なサービスを提供し、キッチンカーの事業活動の効率化を推進することに留意して下さい。

・アラスの現場で、自分の現場に会員を誘う場合は、責任者に一声かけて下さい。

責任者に了解を取らない場合は、これを認めません。

第二十五条
【画像使用権承諾】
当協会のウエブサイトやチラシ等に各出店者の車両画像及びメニュー画像等を掲載する場合がある。
掲載されるのが問題ある方は速やかに申し出る事とする。甲は申し出に速やかに応じる事とする。

第二十六条
【会員登録】
当協会の新規会員になる場合はその身分を保証する当協会会員の推薦がなければならない。
過去に何か問題等を起こし当協会が不適当と判断した場合は当協会会員の推薦があった場合でも
甲は新規会員の受け入れを拒否する事が出来る。

第二十七条
【新規会員登録料及び会員登録更新料・延滞について】
当協会会員から推薦を受け甲が求める書類等の提出の不備が無く完了出来次第、甲の指定する銀行口座に速やかに新規会員登録料金３，０００円也を収める事とする。
登録更新料は毎年１２月末日迄に甲の指定する口座に金１，０００円也を収める事とする。
延滞があった場合、甲は乙に対して催促が出来る事とする。
乙は甲から催促があった場合は速やかに期限を設けて定めた期限内に支払いを完了する事とする。
延滞による甲からの催促があり期限を定めたにも関わらず登録更新料の着金が確認出来ない場合、乙は当協会の更新をしない事と受け止め当協会会員資格を喪失する。
（留意点）
＊当協会会員を喪失した場合はトラブルなどの諸問題以外に限って新たに当協会の会員を希望する場合は新規会員登録と同じ条件で新たに登録手順を踏まなければならない。

第二十八条
【出店決定後のキャンセル等】
（民法第４２０条１項、３項　損害賠償額の予定及び予約は含まない。）
・出店決定後（電話等で決定した出店も含む）のキャンセル及び出店規約が履行されない場合は
　次回以降なんらかのペナルティが発生する事を予め承諾する事とする。
出店に際しキャンセル等で乙が甲に損害を与えた場合は速やかに甲が被った損害を損害賠償金として
速やかに支払う事とする。
その場合、乙は甲に対して一切の異議申し立てを出来ない事とする。
但し天変地異、不慮の事故（交通事故）に関してはこの限りではない。

第二十九条
【別途協議】
本契約に定めない事項が生じたとき、又はこの契約条件の各条項の解釈につき疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議の上解決するものとする。

第三十条
【合意管轄】
本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上、本契約の締結の証として、本書２通を作成し甲乙の記名捺印の上各一通を保有する。

甲：住所　東京都世田谷区若林２－２－５
団体名　NPO 法人アラスキッチンカー協会
代表理事　島　正治　　印

乙：住所
会社名（店舗名）
代表者氏名　　印